

大阪電気通信大学及び地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所
の連携大学院方式に関する協定書

学校法人 大阪電気通信大学

地方独立行政法人 大阪府立産業技術総合研究所

大阪電気通信大学及び地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所
の連携大学院方式に関する協定書

大阪電気通信大学(以下「大学」という。)と地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所(以下「産技研」という。)は、相互に連携し、大阪電気通信大学大学院(以下「大学院」という。)の工学研究科における教育研究活動の一層の充実を図ると共に、研究所の研究活動の推進及びその成果の普及を促進することにより、わが国における学術及び科学技術の発展に寄与することを目的として、ここに連携大学院方式に関する協定を締結する。

(客員教員の委嘱)

- 第1条 大学は、産技研と協議の上、産技研の研究者に大学院客員教授、大学院客員准教授または大学院客員講師(以下「客員教員」という。)を委嘱することができる。
- 2 客員教員選考等の手続は、大学の人事規則に則して行うものとする。

(客員教員の待遇)

- 第2条 大学は、客員教員に報酬を支給しないものとする。

(研究指導)

- 第3条 客員教員は、大学の要請に応じて、研究所が必要と認める場合は、産技研の研究生(実習生)取扱要領に基づき大学院学生の研究指導等を行う。

(その他の協力と制限)

- 第4条 客員教員は、大学の要請に応じて、産技研が必要と認める場合は、大学の教育活動に対する協力を行うことができる。
- 2 客員教員は、大学の管理運営に関する業務に従事しないものとする。

(副担当者)

- 第5条 客員教員が大学院学生の担当指導教員になる場合は、大学の専任教員の中から副担当者を置く。
- 2 副担当者は、研究指導担当の客員教員に協力して大学院学生の研究指導に関し、補完的な役割を負うものとする。

(大学院学生の産技研における身分)

- 第6条 産技研において研究指導等を受ける場合の大学院学生の資格・身分は、産技研の定めるところによる。

(大学院学生の授業科目の履修)

- 第7条 産技研において研究指導を受ける大学院学生の課程終了に必要な授業科目は、大学で履修するものとする。

(研究成果の公表)

第 8 条 大学院学生が産技研において研究指導等を受けて得た研究成果の公表は研究所の定めるところとし、個々の案件については、産技研は大学の了承を得るものとする。

(知的財産権の取扱い)

第 9 条 大学院学生が産技研において研究指導等を受けて得た工業所有権、著作権等の知的財産権は、産技研に帰属する。

(連携大学院方式連絡協議会)

第 10 条 大学と産技研は、連携大学院方式に関する事項を協議するため、連携大学院方式連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。協議会は、大学と産技研が定める事項について協議する。

(協定の見直し)

第 11 条 この協定は、連携大学院方式に係る事項の進展に応じて、随時見直しを図るものとする。

(協定に定めのない事項)

第 12 条 この協定に定めのない事項もしくはこの協定書の解釈に疑義を生じた事項については、必要に応じてその都度、大学と産技研が誠実に協議の上、決定するものとする。

(協定の発効)

第 13 条 この協定は、平成 24 年 4 月 1 日から実施し、平成 24 年度大学院在籍者から適用する。

この協定書は 2 通作成し、大学と産技研双方が各 1 通を保有するものとする。

平成 24 年 4 月 1 日

学校法人大阪電気通信大学

理事長 福 田 國 彌

地方独立行政法人大阪府立産業技術総合
研究所

理事長 古 寺 雅 晴

大阪電気通信大学

学 長 橋 邦 英